

建築物環境衛生管理基準一覧

R8.4

	建築物環境衛生管理基準等		管理の方法	
			厚生省令事項	維持管理要領など
空気環境の管理	1. 空気環境測定（機械換気設備は(4)、(5)除く） (1) 浮遊粉じん : 0.15mg/m ³ 以下 (2) 一酸化炭素 : 6 ppm " (3) 二酸化炭素 : 1,000 ppm " (4) 温度 : 18~28℃ (冷房時は、外気との温度差を著しくしない) (5) 相対湿度 : 40~70% (6) 気流 : 0.5m/s以下 (7) ホルムアルデヒドの量 : 0.1mg/m ³ 以下		①2月以内ごとに1回、定期的に測定 ②各階ごとに実施 ③「ホルムアルデヒドの量」は、特定建築物の建築及び大規模の修繕等を完了し、その使用を開始した日以後、最初に到来する6/1~9/30の間に1回測定する	①空気調和設備及び機械換気設備の維持管理 ②外気取入口の位置
	2. 浮遊粉じん測定器の較正			登録較正機関で1年以内ごとに1回
	3. 冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等		使用開始時及び使用開始後は1月以内ごとに1回、定期に汚れを点検し、必要に応じて清掃等を実施	①特に、易感染性の患者、老人等が利用する施設において、外気取入口に対して距離が10m未満、又は飛散水が届くと考えられる冷却塔
	4. 冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃		1年以内ごとに1回	②月1回の洗浄を行い、定期的なレジオネラ属菌の検査を行うか、化学的洗浄の後、抗レジオネラ用空調水処理剤を投入する。数日以上にわたる長期停止後の運転開始時には殺菌処理を実施 ~レジオネラ症防止指針 第4版~
給水の管理	1. 水質基準	(1)水道水のみ使用 16・11項目、消毒副生成物 (2)地下水など使用 16・11項目、消毒副生成物 全項目、有機化学物質、フェノール類	①16・11項目 6月以内ごとに1回、定期に実施 ②消毒副生成物 年1回(6月1日~9月30日の間) ③全項目 竣工後、給水開始前に1回実施 ④有機化学物質等 3年以内に1回、定期に実施 ※水道水のみ使用 ①② 地下水など使用 ①②③④ の検査を行う	①受水槽・高架水槽等の衛生管理 ②貯湯槽の衛生管理 ③中央式給湯設備による給湯水の水質検査及び残留塩素測定の実施 ④貯湯式の給湯設備や循環式の中央式給湯設備における湯温の管理(湯槽内60℃以上、末端の給湯栓で55℃以上) ⑤防錆剤の濃度 防錆剤を使用している場合、2月以内ごとに1回(注入初期は7日以内ごとに1回)、防錆剤の濃度を定期に測定 (注)
	2. 給水栓の残留塩素	(1)平常時 :0.1ppm 以上 (2)緊急時 :0.2ppm 以上	7日以内ごとに1回、定期に実施	・11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度)
	3. 貯水(湯)槽の清掃等	貯水(湯)槽の点検・清掃	清掃は、1年以内ごとに1回定期に実施	・16項目(11項目+重金属4項目、蒸発残留物1項目)
	4. 防錆剤の濃度			・全項目(水道法に基づく水質基準52項目)
雑用水の管理	1. 水質基準	(1)散水、修景、清掃用の水 pH値:5.8~8.6 臭気:異常でないこと 外観:ほとんど無色透明 大腸菌:検出されないこと 濁度:2度以下 (2)水洗便所用の水 (1)の「濁度」を除く全項目	①pH、臭気、外観については、7日以内ごとに1回定期に実施 ②大腸菌、濁度については、2月以内ごとに1回定期に実施	(注)水道水のみを雑用水に用いる場合は、規則の対象外とする。
	2. 給水栓の残留塩素	(1)平常時 :0.1ppm 以上 (2)緊急時 :0.2ppm 以上	7日以内ごとに1回、定期に実施	
	3. 雑用水槽の清掃等	容量、材質、水源に応じ適正な方法により実施	点検等、水が汚染されるのを防止するため必要な措置	
排水管理	排水に関する設備の掃除等	設備の補修、掃除等	掃除は 6月以内ごとに1回、定期に実施	①排水槽の衛生管理 ②排水配管系統の衛生管理
清掃・廃棄物処理	清掃 (日常・定期清掃)	適切な方法で行う	日常清掃のほか、大掃除を6月以内ごとに1回、定期に実施	6月以内ごとに1回、定期に、清掃用機械・器具及び保管庫の点検を行う
	廃棄物処理	衛生的かつ効果的な方法で処理する		6月以内ごとに1回、定期に廃棄物処理設備を点検する
防除	ねずみ等の処理	ねずみ等の発生・侵入防止並びに駆除	①6月以内ごとに1回定期的、統一的に生息調査等を実施し、結果に基づき必要な措置を実施 ②薬剤を使用する場合、薬事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること	①食品取扱施設、廃棄物処理施設等は2月以内ごとに1回実施 ②IPMIによる防除
その他	冷却塔などの使用水の管理		冷却塔・加湿装置に供給する水を水道法第4条に規定する基準に適合させること	レジオネラ属菌の定期的な検査の実施(冷却塔水・給湯水・雑用水など) ~レジオネラ症防止指針 第4版~